最終更新日:2015年9月9日

株式会社MIEコーポレーション
代表取締役社長　永井　賢治
問合せ先:岡　和明
証券コード:3442
http://www.mie-corp.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会、株主・投資家の皆様に企業経営の透明性を高めると共に有効に機能させるため、社会からの要請と経営環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる企業経営体制と、株主尊重を第一義とする経営システムの構築・維持を重要な施策としております。今後ともコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ると共にその維持に努め、一層の高い企業倫理に基づいた事業活動の推進に努めてまいります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| MIEグループ取引先持株会 | 1,409,000 | 11.65 |
| イシグロ株式会社 | 658,000 | 5.44 |
| 設楽　真吾 | 604,419 | 4.99 |
| 株式会社ベンカン | 600,000 | 4.96 |
| 和泉　健三郎 | 558,000 | 4.61 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 549,500 | 4.54 |
| 株式会社中京銀行 | 545,200 | 4.50 |
| 株式会社大一商会 | 280,000 | 2.31 |
| 岡本　太右衛門 | 276,192 | 2.28 |
| ナス物産株式会社 | 270,000 | 2.23 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 名古屋 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 金属製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 7 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 池田　利彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 池田　利彦 | | 当社は、池田利彦氏が代表取締役に就任している中央朝日コンサルティング株式会社との間にコンサルティング契約がありますが金額は少額であります。 | 公認会計士としての専門的知見に加え、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しています。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年間計画の打合せ、監査結果の報告をはじめ、意見交換を定期的に実施しています。又監査役は、内部監査部門である監査部に対し定期的に報告を求め、また特定事項についての調査を連携して行なうなど監査の効率化を図っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 岡本　知彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 諸戸　清光 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 岡本　知彦 | ○ | 独立役員に指定しております。 | 企業経営の実務・経験を通じて幅広い視野と見識を有し、当社に対する客観的な立場から経営を監査していただくため社外監査役として選任しています。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定いたしました。 |
| 諸戸　清光 | ○ | 独立役員に指定しております。 | 経営者としての豊富な経験・知識等を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任しています。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断して独立役員として指定いたしました。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関しては、現段階では制度導入は検討しておりません。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億以上である者が存在しないため、開示しておりません。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任の担当者はおりませんが、管理部門が適宜必要なサポートをおこなっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

〇業務執行の状況
多額の投資・借入、資産の処分、提携、M＆Aなど重要案件はすべて取締役会で決議のうえ実施する体制をとっています。

〇内部監査及び監査役監査の状況
内部監査及び監査役監査は期初に監査実施計画書を策定し、それに沿って各事業部の監査を行っております。内部監査の結果は常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役監査を併せて監査役会に報告しております。

〇会計監査の状況
イ. 会計監査の業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人
稲垣　靖（かがやき監査法人）
上田　勝久（かがやき監査法人）
ロ. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名
その他　　2名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を図っております。監査役会設置会社として、社外監査役2名を含めた監査体制が経営の監視機能と取締役の職務執行の監視の面で有効であると判断しております。

また、経営監視機能の充実を目的に社外取締役1名を選任いたしました。独立した立場で取締役会に出席し、審議に関しまして適宜提言を行っていただくことで当社の業務執行を行う経営陣に対する監視機能の実効性向上を図ります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 「第8回定時株主総会招集ご通知」は、平成27年6月8日に発送いたしました。また、発送に先駆け平成27年6月7日に「第8回定時株主総会招集ご通知」を名古屋証券取引所のウエブサイトに掲載いたしました。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、中期経営計画等を掲載しております。<br><br>URL: http://www.mie-corp.jp | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営企画部を置き対応しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 事業子会社である株式会社MIEテクノにて、ISO14001に基づく活動を実施中（1999年12月登録承認）<br>事業子会社である株式会社MIEフォワードにて全量売電による太陽光発電システムの収益事業を開始する（2013年5月） |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1)グループ役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
A. 当社およびグループ各社役職員は、「MIEコンプライアンス宣言」・定款・企業倫理規程をはじめとする諸規程を遵守する他、法令および社会規範の遵守を行動規範とします。
B. 当社およびグループ各社の役職員への企業倫理意識の浸透とその実行の徹底を図るため、グループリスク管理委員会においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとします。
C. 当社およびグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、グループ役職員が利用できる「内部通報制度」を活用します。
(2)グループ役職員の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する事項
A. 役職員は、職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む)およびこれに関する資料を社内規程に従い保管します。
B. 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
C. 内部監査人は、必要に応じて、これらの資料を閲覧できるものとします。
(3)グループ役職員の情報セキュリティの確保と管理に関する事項
A. 当社およびグループ各社は、情報資産を保護するために、情報セキュリティ体制の維持・改善に取り組みます。
B. ステークホルダーから得た機密情報は明確に識別するとともに、漏洩予防を徹底します。
C. ステークホルダーに対して開示する情報に虚偽や改ざんがないように、コンピュータへのアクセス管理等を徹底し、内外からの不正行為の防止を図ります。
(4)グループ各社の損失・危機の管理に関する規程とその体制
A. リスクの管理等に関しては、グループリスク管理委員会を活用することとします。
B. グループリスク管理委員会は、グループリスク管理委員会規程により個々のリスク(経営戦略・業務運営・環境・災害等のリスク)の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するべく活動します。
(5)グループ各社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
A. 取締役会は、役職員が共有する中期経営計画および年度計画を定めるとともに、各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定めます。
B. 取締役会は、目標達成のために定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築・維持に努力するものとします。
C. 当社は、グループ経営会議を開催し、グループ各社は目標達成のための策定と進捗状況の報告を行います。
(6)グループ企業集団における業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
A. 当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を維持します。
B. 当社およびグループ各社を対象とした内部監査を実施し、監査結果は速やかに当社社長、取締役会および監査役会へ報告します。
(7)監査役・内部監査人から補助使用人を置くことを求められた場合の、当該補助使用人の独立性の確保に関する事項
A. 監査役・内部監査人は、監査にあたり当社およびグループ各社の役職員を指名し監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
B. 監査業務の指示を受けた役職員は、取締役等上長からの指揮命令を受けないものとします。
(8)グループ役職員から報告を受けたものが監査役に報告する体制
A. グループ役職員は、業務・財務に重要な影響を与える恐れがある事実を発見した時、法令または定款に違反する行為および定款に違反する恐れを発見した時は、速やかに当社取締役、各グループ会社の担当部署に通報いたします。通報を受けた事項のうち監査役の職務の執行に必要なものは、速やかに報告します。
B. 内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査の実施状況について当社監査役に報告します。
C. 当社監査役は、必要に応じ通報者を含むグループ各社の役職員を監査役会に出席させ説明を求め調整を行います。
D. 通報者は、特定されないように配慮されること、また通報したことを理由として人事その他あらゆる面での不利益をこうむることの無いように対応します。
(9)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
A. 当社およびグループ各社の役職員は「監査役監査基準」「内部監査規程」等の諸規程に則って監査が円滑に行われるように協力し、その実効性を確保します。
B. 社長は、監査役・内部監査人との間で定期的な意見の交換の場を設けるものとします。
(10)内部監査人と監査役・外部監査人との協力体制
A. 内部監査人は、監査役・外部監査人との円滑な関係を築くために、監査情報の提供・年次監査計画の報告・内部監査基準を遵守していることを保証する資料の提供等を適切に行うこととします。また必要に応じ、いつでも報告を求めることおよび重要事項について報告します。
(11)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかわる方針に関する事項
A. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払、償還の手続きその他生じる費用を求めた場合は、担当部門において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用の支払いを行います。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

平素から警察当局、三重県企業防衛対策協議会等の外部専門機関と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、決して関係しない。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

